つみたてNISA　Meetup in 大阪

平成29年11月11日
大阪取引所　会議室

メモ

家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産推移

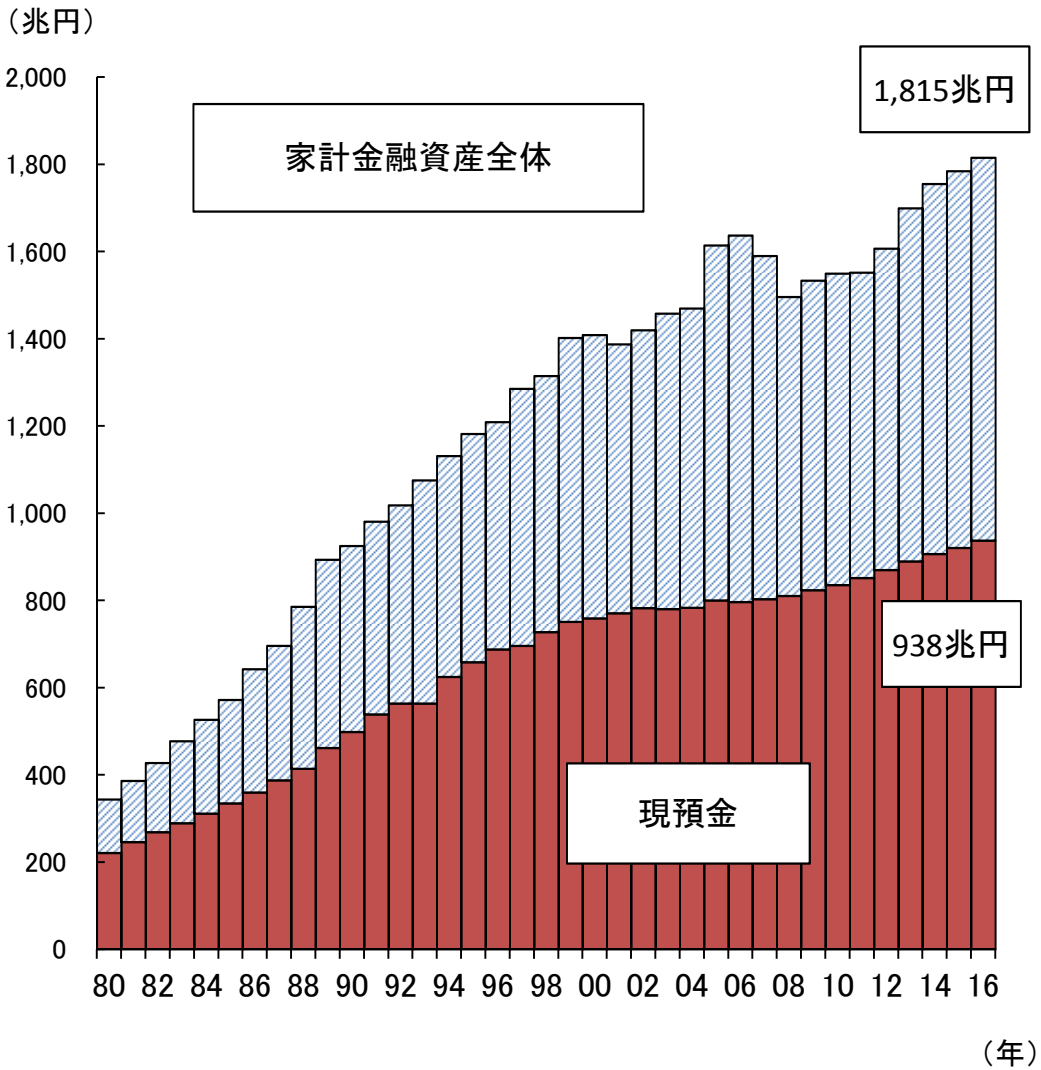

（出典）日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産 構成比（2016年末）

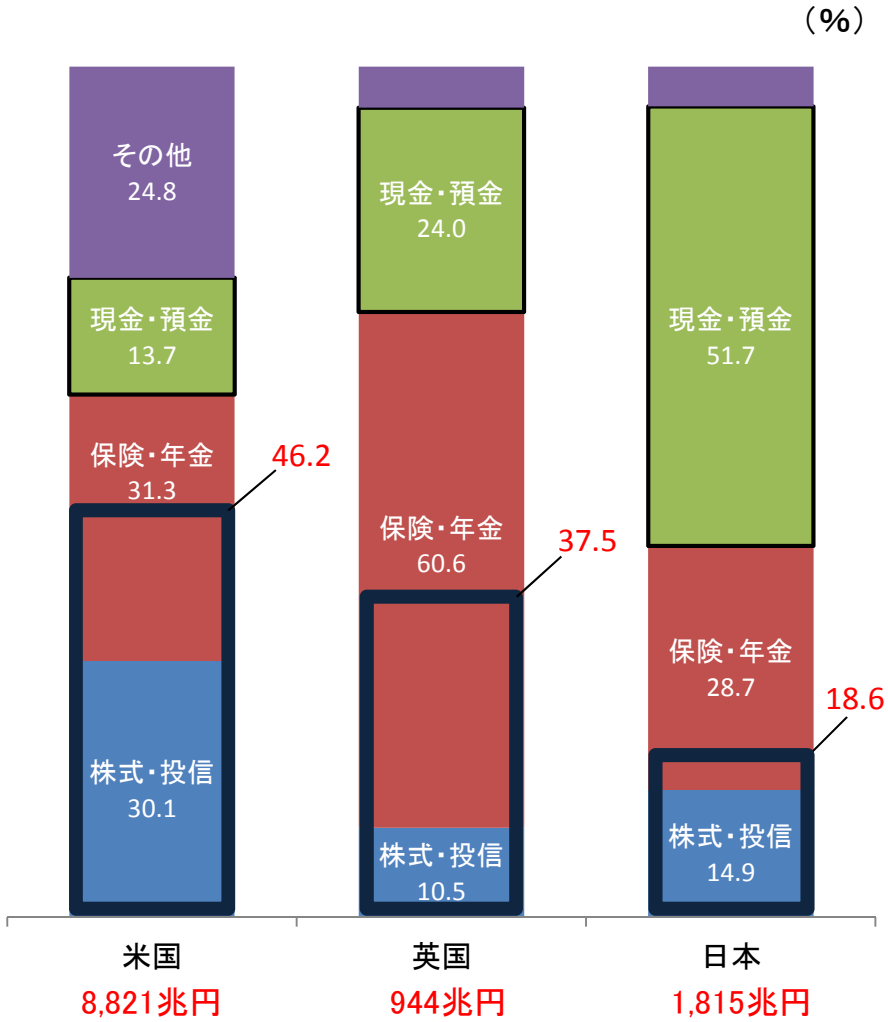

□の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

（注）16年12月末の為替レートにて換算（1ドル=116.9円、1ポンド=144.2円）。

（出典） FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産の推移

【米国】

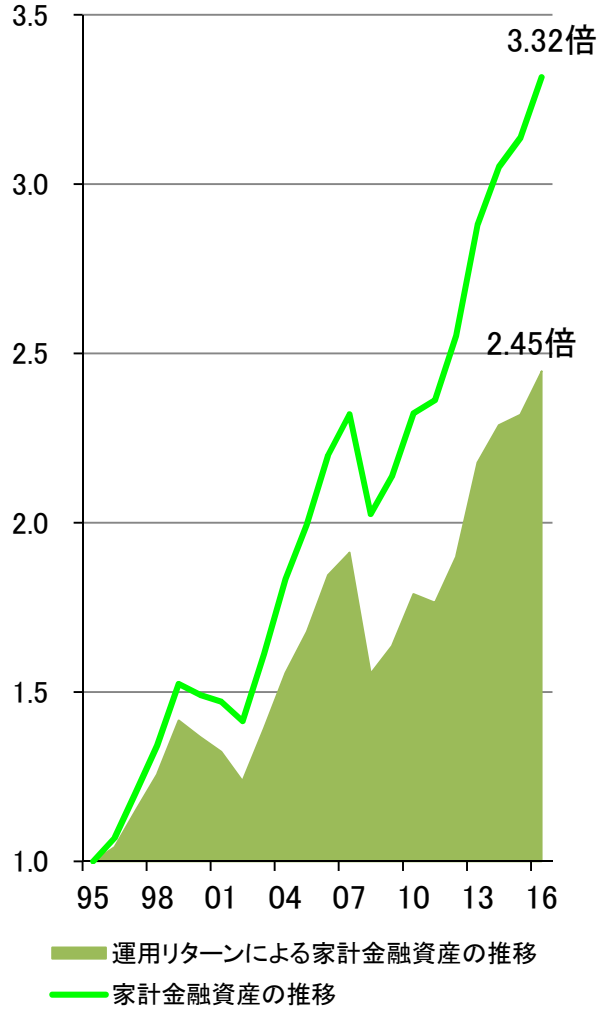

【英国】

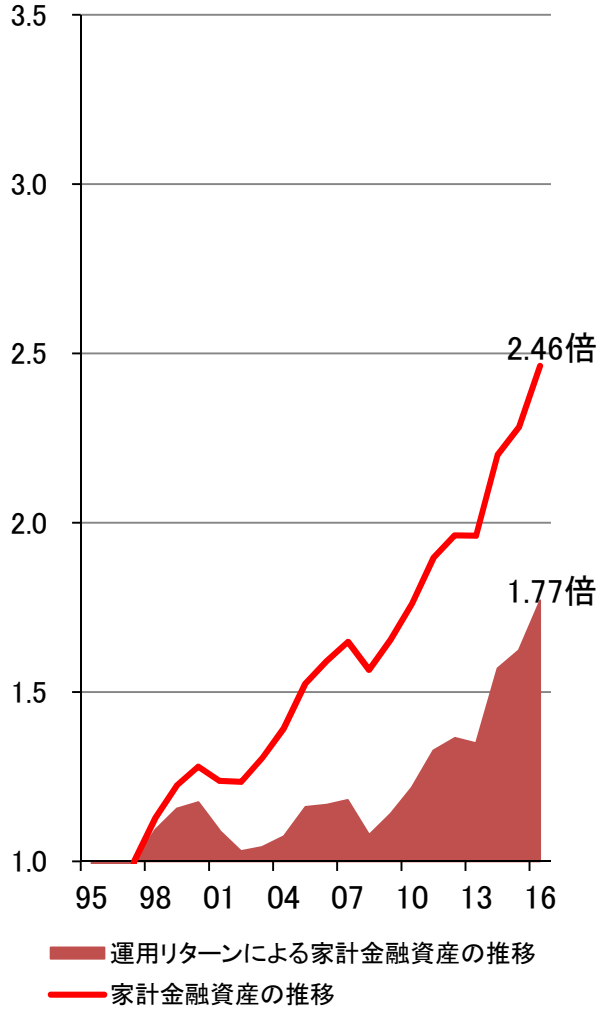

【日本】

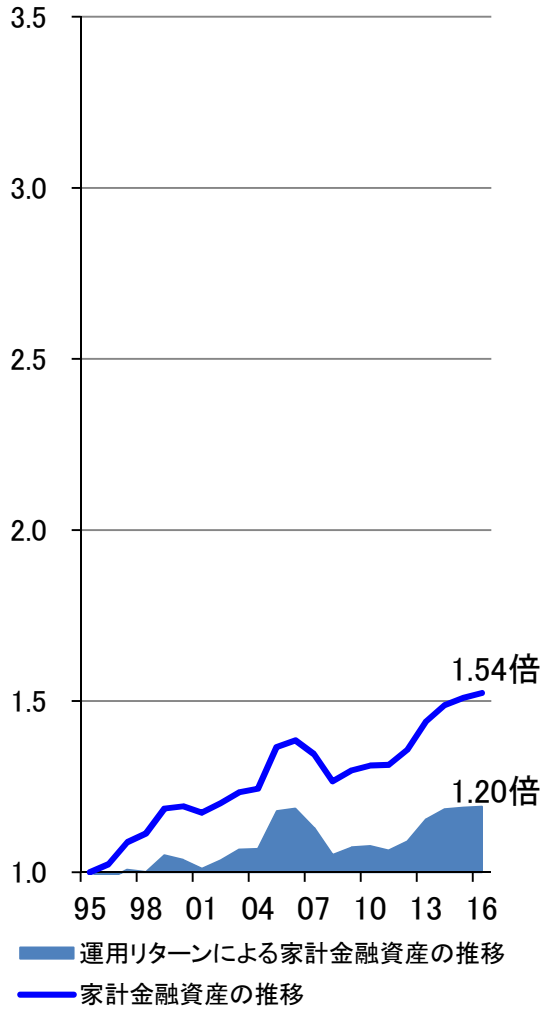

（注） 1995年＝1（英国のみ1997年＝1）とする。

（出典） FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

家計所得の日米比較

家計所得の構成比

【米国】

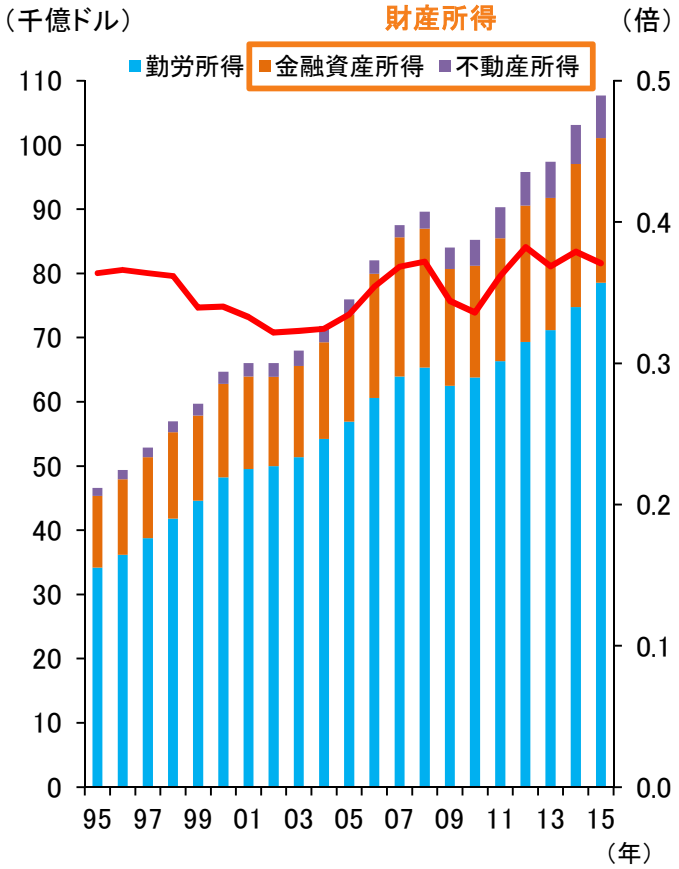

【日本】

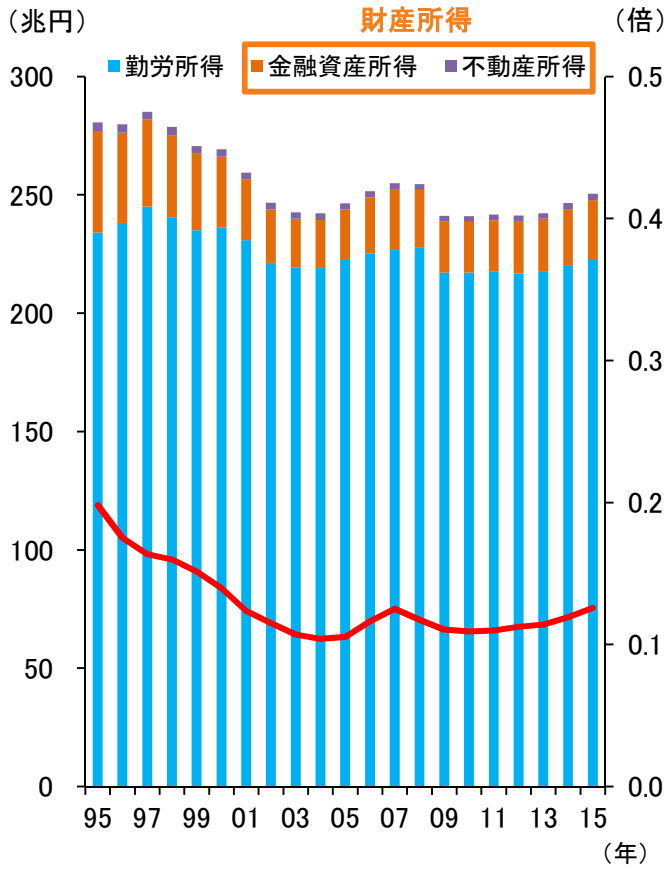

（注）赤線は、財産所得の勤労所得に対する比率（右軸）。
（出典）日本：内閣府、米国：Bureau of Economic Analysis

米国における政策対応の効果

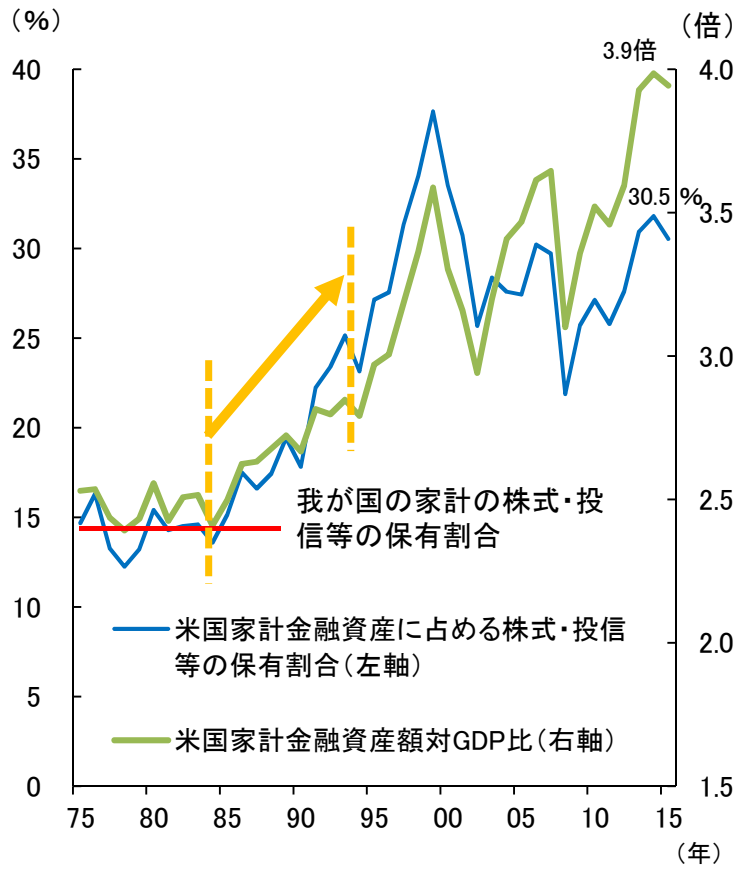

（出典）FRB、米 Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成

有価証券・定期預金等による資産形成をしていない世帯は3世帯に1世帯

金融資産ゼロ世帯の推移

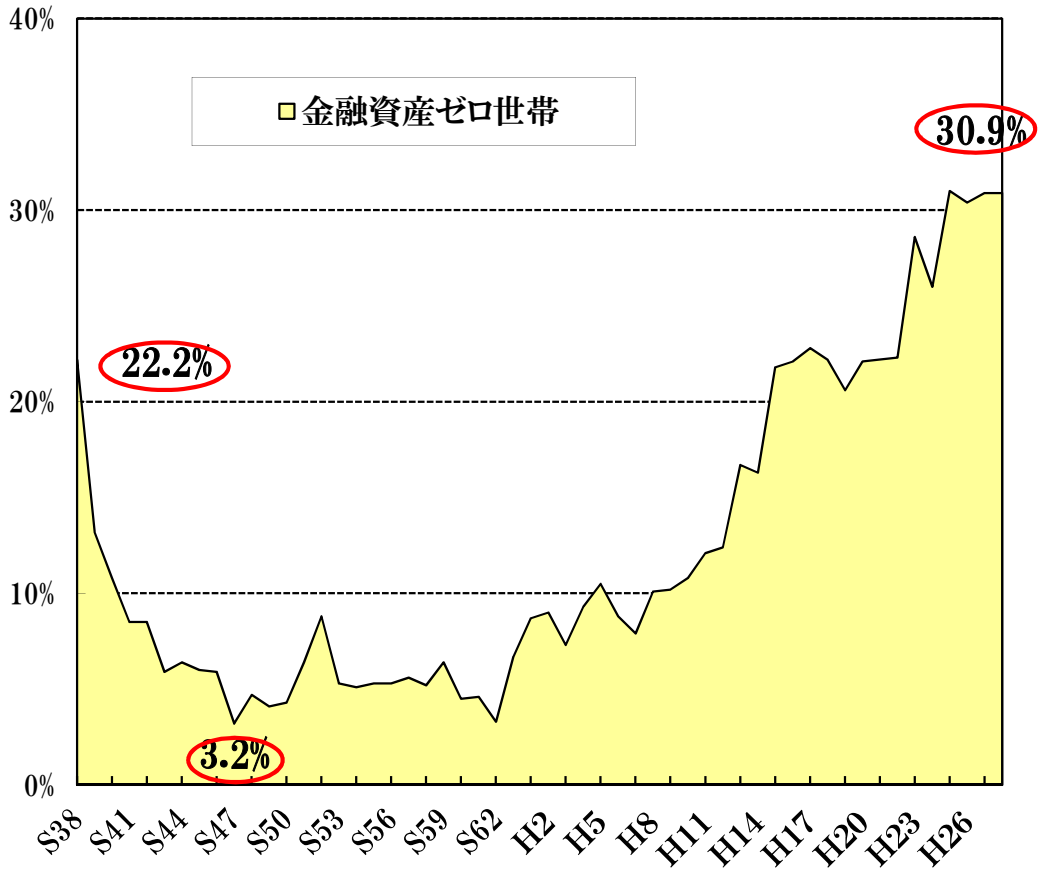

収入階層別の金融資産ゼロ世帯比率

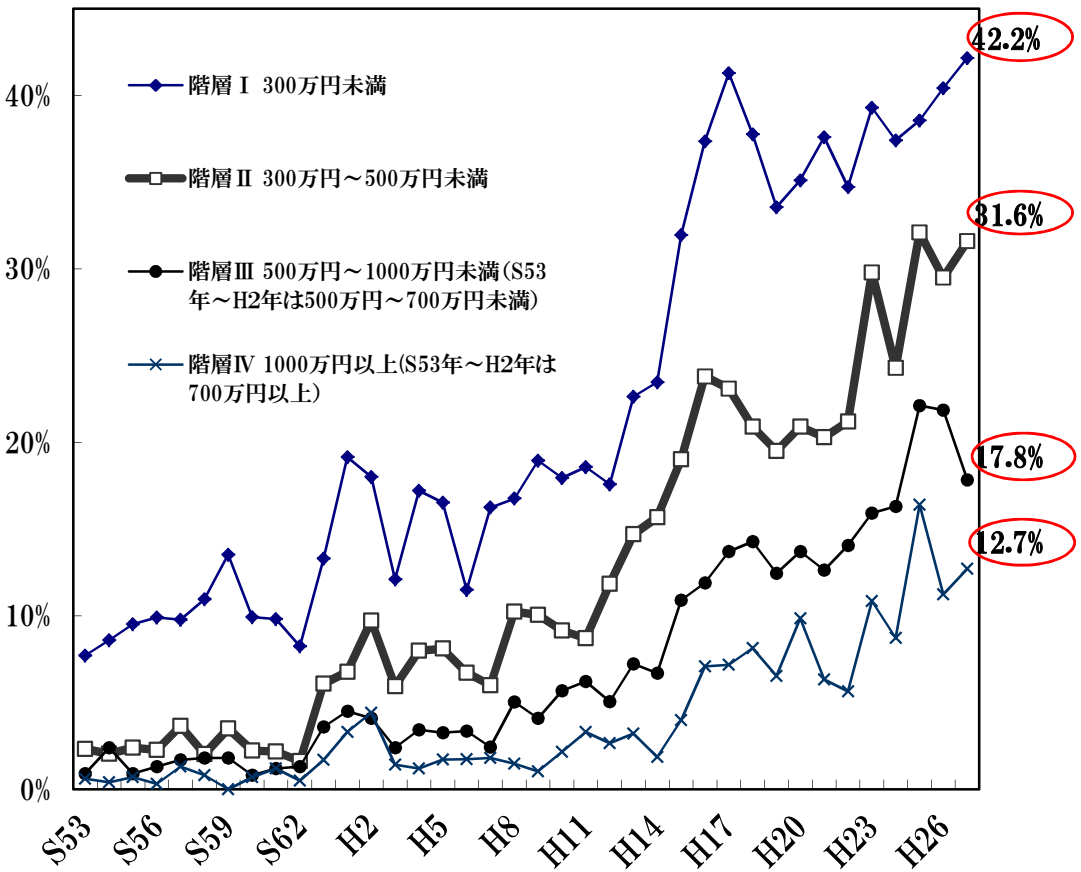

（注）金融資産とは、預貯金、信託、保険、有価証券等。ただし、事業性預貯金、給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金等は除く。

（出典）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（二人以上世帯調査）
調査数は8000世帯（世帯主20歳以上、かつ世帯員2名以上、なお家族構成は平均世帯人数3.2人）

NISA口座稼働率・買付額の推移

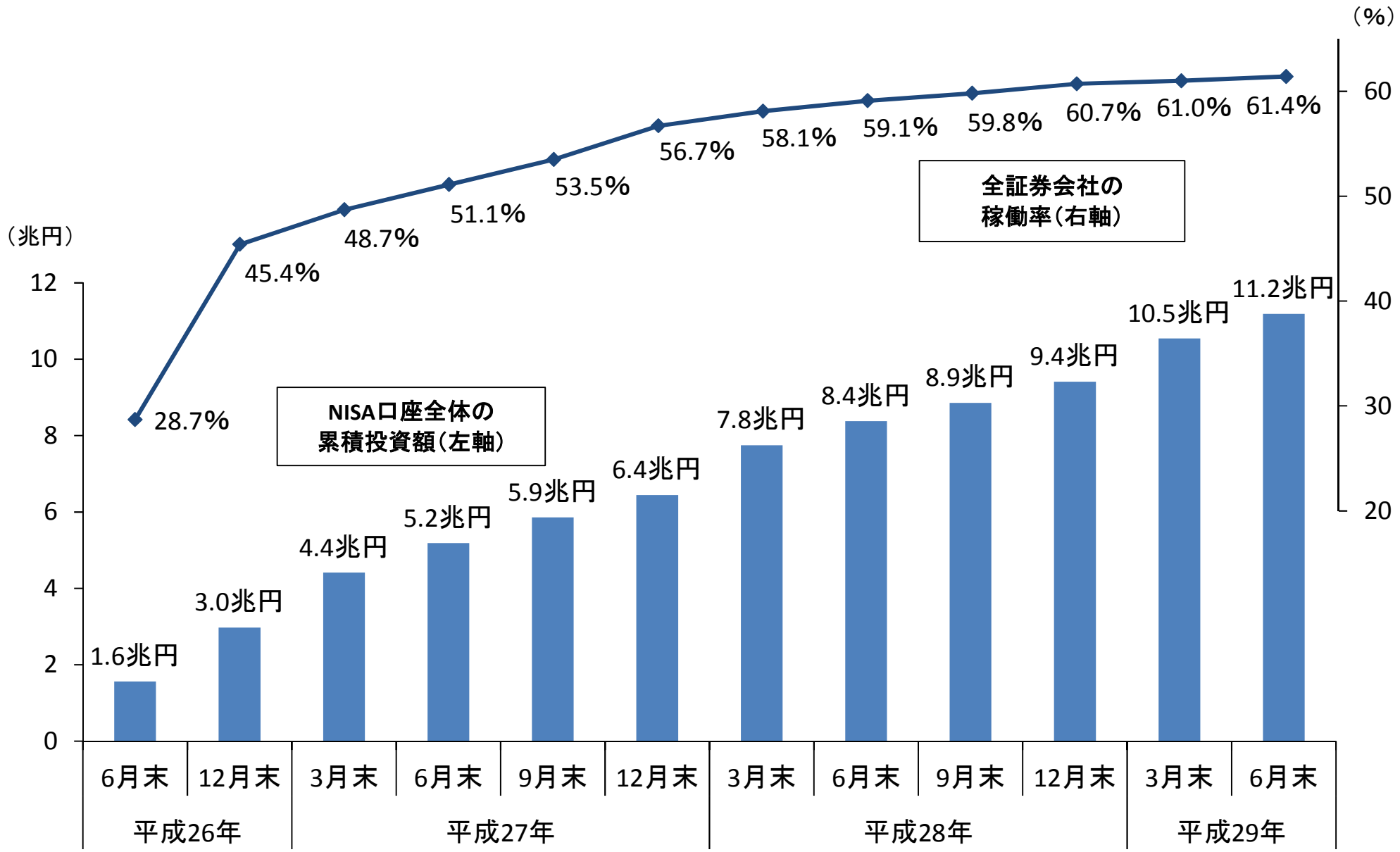

（注）稼働率は、NISAが開始した平成26年以降で一度でも買付けがあった口座（稼動口座）の割合。
（出典）稼動率：日本証券業協会、累積投資額：金融庁

投資は必要だと思うが、投資を行わない理由

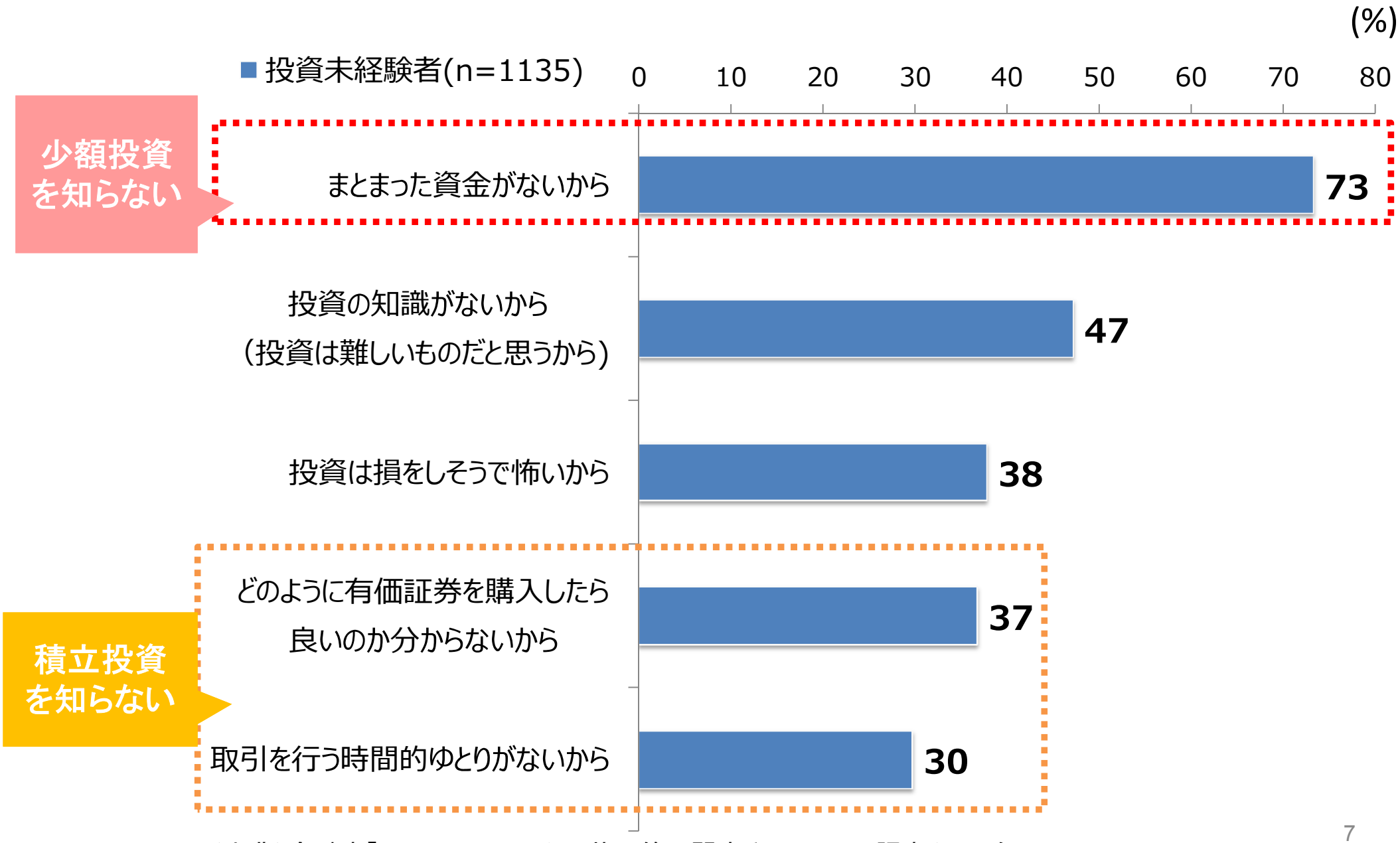

（出典）金融庁「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査（2016年2月」

日米で販売されている投資信託の比較

リスク・リターン分布

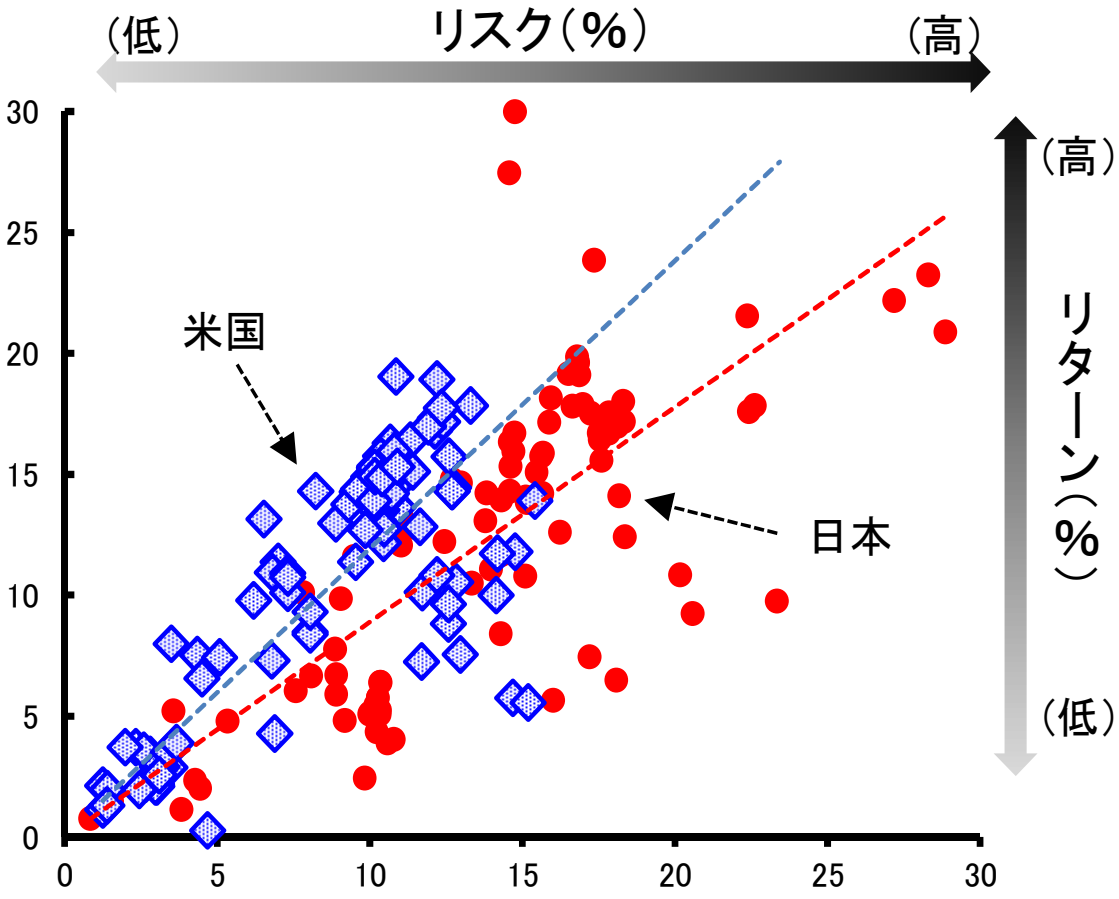

（注1）日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄（設定後5年超）。
（注2）日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。
　　米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。
（注3）リスクは、5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）。
　　リターンは、5年間のトータルリターン（年率換算）。
（注4）図の点線は近似曲線。
（資料）Bloombergより、金融庁作成。

インデックス運用投資信託の割合の推移

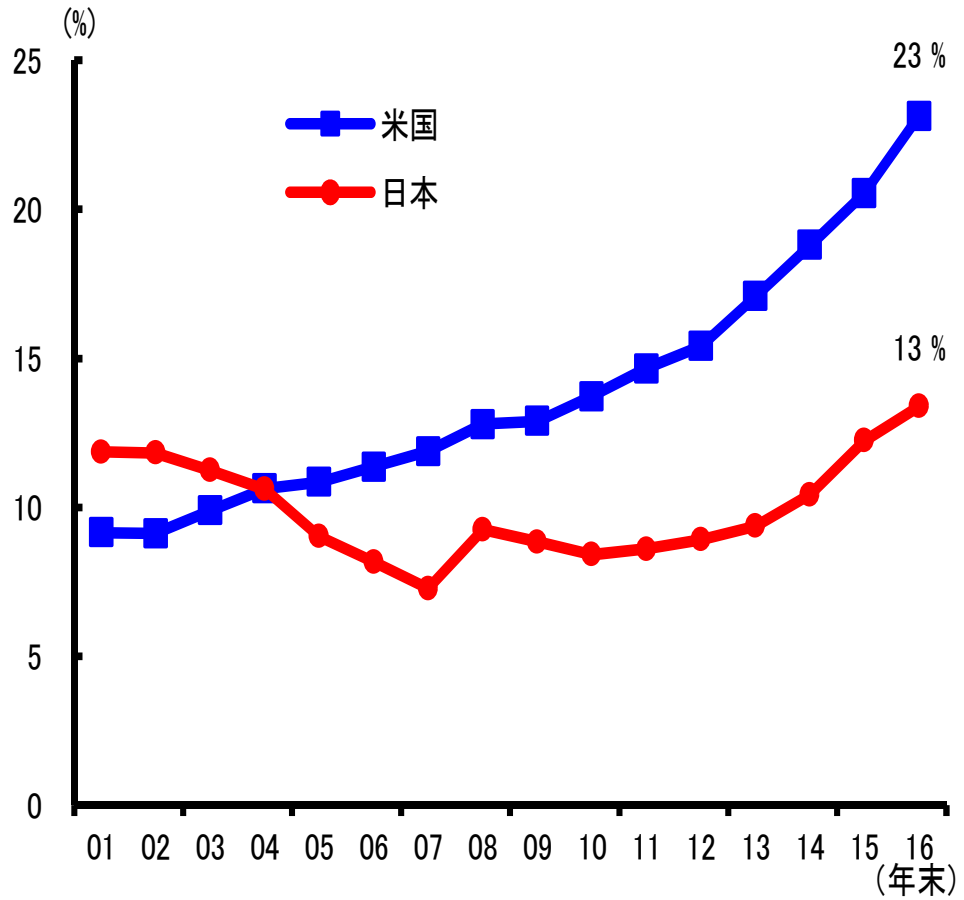

（注）日米ともに、ETF、MMFを除いた、インデックス運用投資信託の割合。
（資料）モーニングスターより、金融庁作成。

投資信託における販売手数料の現状

投資信託の平均販売手数料の推移

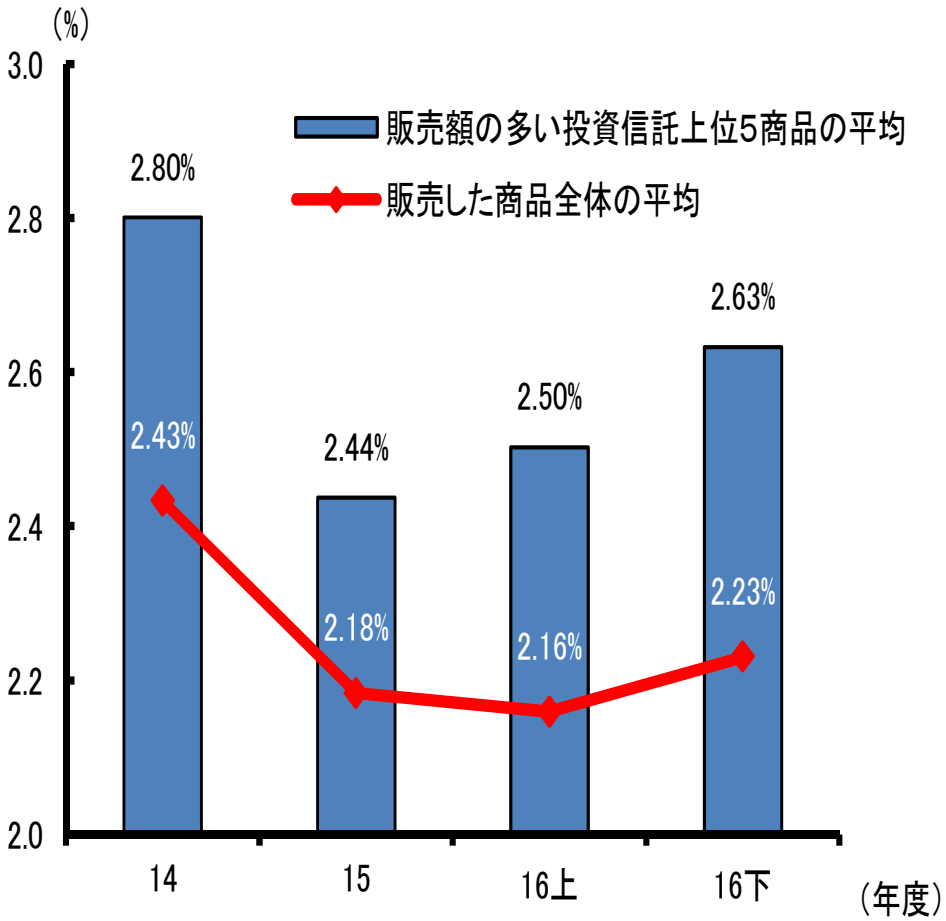

(注1)主要行等8行及び地域銀行10行の回答を集計。
(注2)販売額の多い投資信託は、各対象行における販売額上位5商品。
(注3)数値は全て加重平均値。
(資料)金融庁

投資信託における販売手数料の階層推移

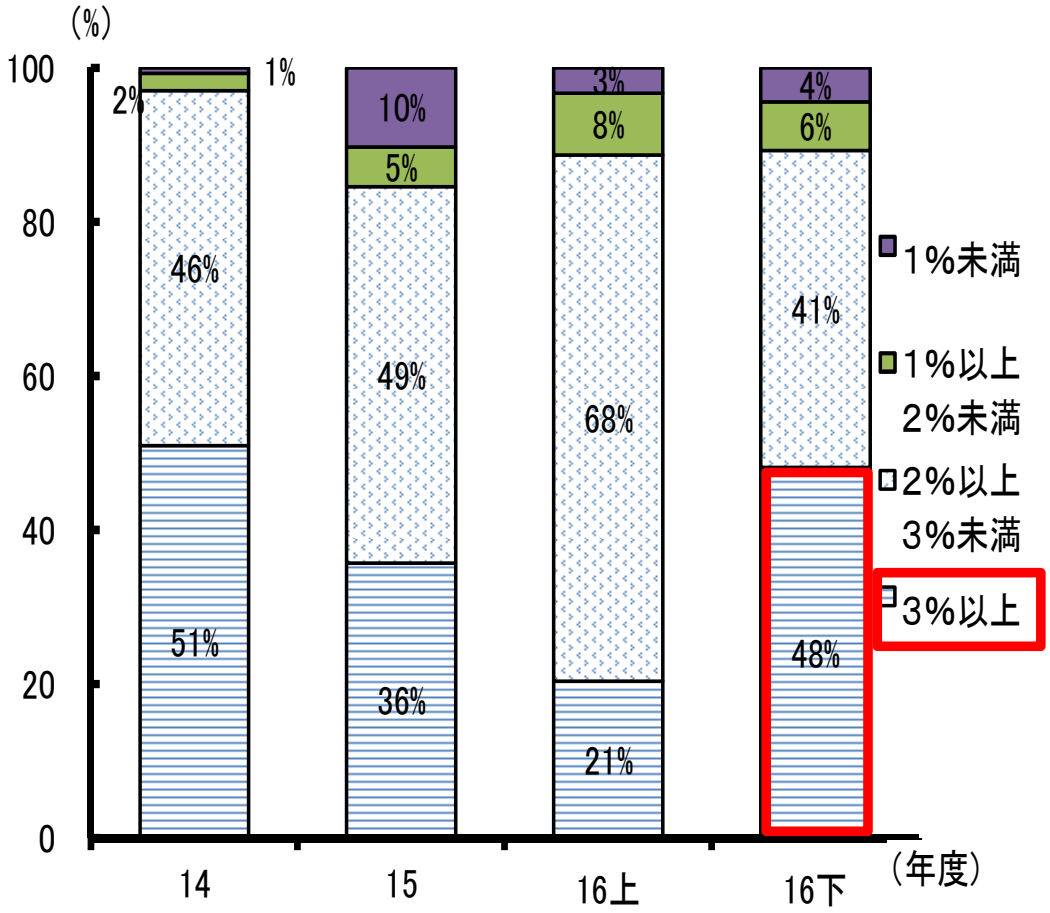

(注1)主要行等8行及び地域銀行10行における販売額上位5商品の手数料率の階層別割合。
(注2)数値は全て加重平均値。
(資料)金融庁

家計の安定的な資産形成に向けた取組み

[つみたてNISAの創設]

■ 家計による少額からの長期・積立・分散投資を税制面から促進

⇒ 来年1月から利用可能

⇒ 対象商品は**長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に絞込み（金融庁に届出）**。

[金融機関の顧客本位の業務運営の確立・定着]

■ 家計の安定的な資産形成の実現のためには、金融機関が顧客本位の業務運営を行うことが重要

⇒ 金融庁として、「**顧客本位の業務運営に関する原則**」を策定（本年3月）

⇒ 金融事業者による取組みが**形式的なものに止まることなく**、より良い金融商品・サービスを競い合うことで、「原則」が**実質を伴う形で定着していくことが重要**。

[実践的な投資教育の推進]

■ 家計には、実践的な投資知識（長期・積立・分散投資の有効性など）も必要

⇒ 投資初心者をはじめとする家計向けの**実践的な投資教材を作成**し、金融機関での活用を促進

⇒ 投資信託について、投資家が個々の商品を比較・検討し、良質な商品を選択することが容易になるよう、**商品比較情報等を判り易く提供する方法等を検討**

つみたてNISAの概要

非課税投資枠等	年間投資上限額：**40万円**、非課税保有期間：**20年間**、投資可能期間：平成30年～49年（**20年間**）
投資対象商品	公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの ○　販売手数料はゼロ（ノーロード） ○　信託報酬は一定水準以下（例：国内株のインデックス投信の場合 0.5%以下）に限定 ○　顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去１年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ○　信託契約期間が無期限又は20年以上であること ○　分配頻度が毎月でないこと ○　ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	一般NISAと**選択**して適用可能
受付・購入	買付開始：平成30年１月１日　（受付開始：平成29年10月１日）

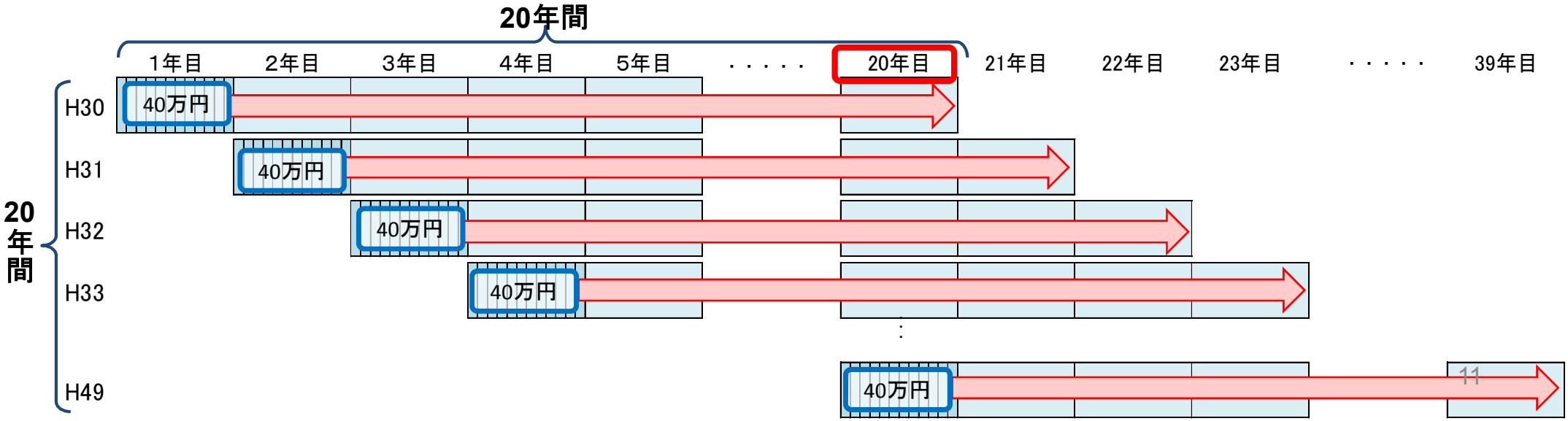

一般NISAとつみたてNISA

一般NISA

- 年間投資上限：**120万円**
- 非課税で持ち続けることのできる期間：**5年間**
- 非課税枠：**600万円**（120万円×5年）

いずれか
選択制

つみたてNISA（来年1月から開始）

- 年間投資上限：**40万円**
- 非課税で持ち続けることのできる期間：**20年間**
- 非課税枠：**800万円**（40万円×20年）

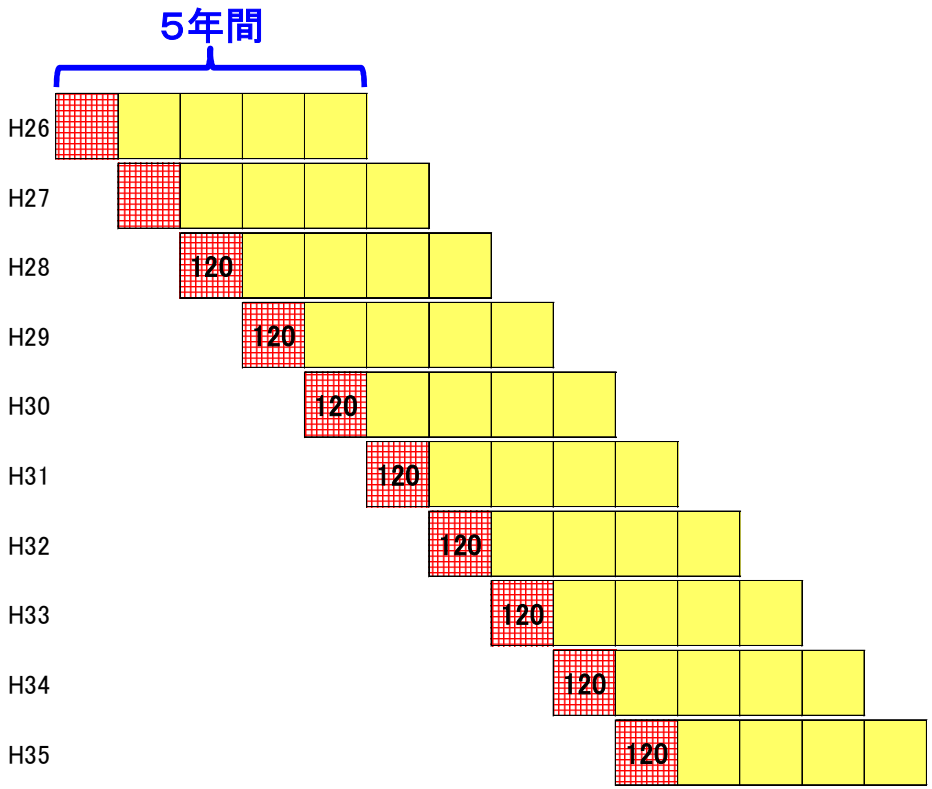

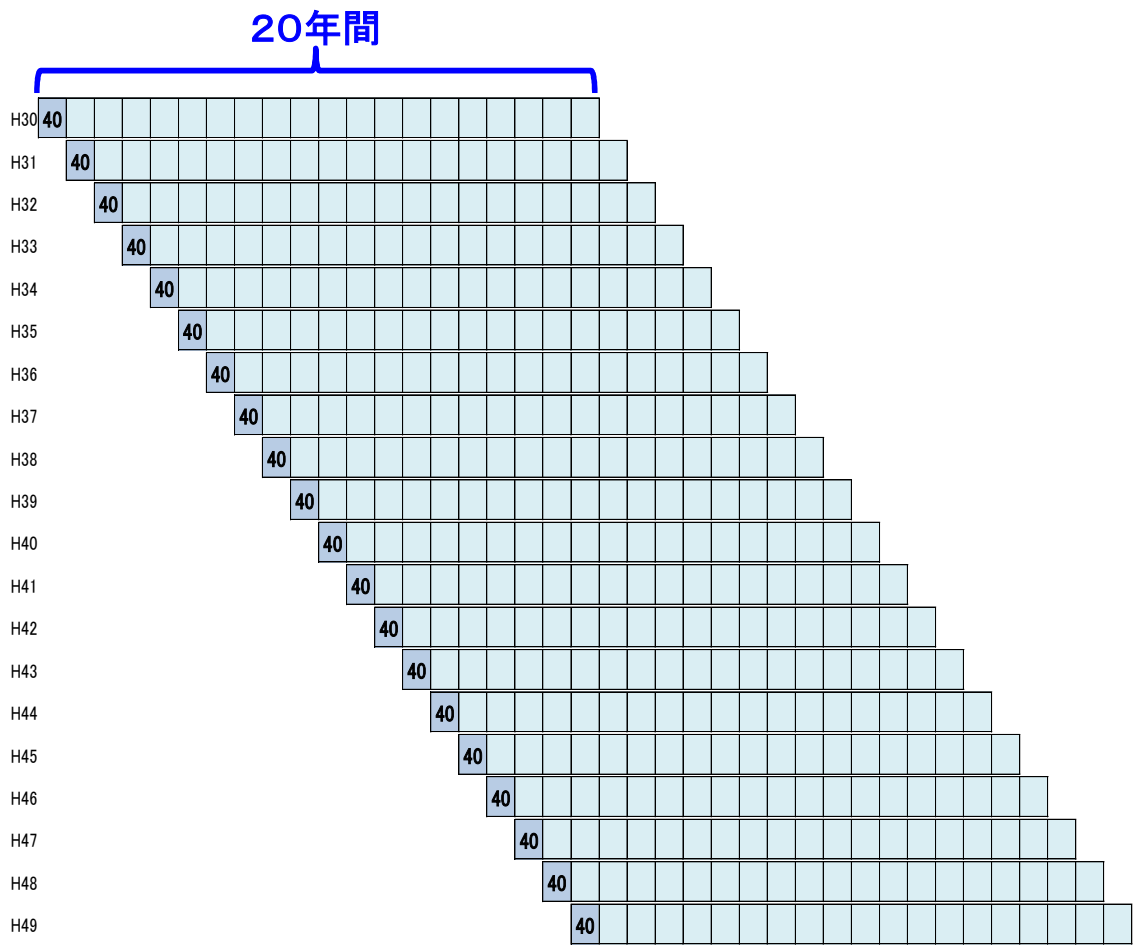

つみたてNISAの対象商品の要件

			金融庁への届出（注1）	対象指数	売買手数料（税抜）	信託報酬（税抜）	信託報酬等の実額通知	その他
公募株式投資信託 ※投資の対象資産に株式を含む必要	(1)指定インデックス投資信託	①国内資産を対象とするもの	必要	指定（別表）	ノーロード（注2）	0.5%以下	必要	ー
		②海外資産を対象とするもの				0.75%以下		
	(2)指定インデックス投資信託以外の投資信託（アクティブ運用投資信託 等）	①国内資産を対象とするもの		ー		1%以下		・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年経過 ・信託期間の2/3で資金流入超
		②海外資産を対象とするもの				1.5%以下		
上場株式投資信託（ETF） ※株式指数のみを対象としている必要	国内取引所のETF		必要	指定（別表）	1.25%以下（注3）	0.25%以下	必要	・円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所が指定するもの ・最低取引単位1,000円以下（るいとう）
	外国取引所のETF							・資産残高1兆円以上 ・最低取引単位1,000円以下（るいとう）

（注1）平成29年10月1日から届出開始。（注2）解約手数料（信託財産留保額を除く）、口座管理料についてもゼロ。（注3）口座管理料についてもゼロ。

（別紙1）

つみたてNISA対象商品の内訳（11月８日時点）

		うち指定インデックス投信	うちアクティブ運用投信等
従来より要件を満たしていた既存の商品	38本	31本	7本
新たに組成された商品	44本	44本	ー
DC専用から一般販売へ転用される商品	19本	15本	4本
商品性の見直し（手数料の引下げ等）により、要件を満たすこととなった商品	16本 ※	13本	3本
合計	117本	103本	14本

※　販売手数料ゼロ（ノーロード）にしたものが15本、信託報酬を引下げたものが3本

つみたてNISA対象の公募投信の商品分類（11月８日時点）

■ 平成28年11月末時点でつみたてNISAの対象に該当していた51本から117本に大幅に増加。
■ 各分類の商品数についてもバランスよく増加し、従前0本だった分類でも商品が提供。

つみたてNISA対象：117本（51本）
※公募投信全体：約5,000本

	国内	内外	海外
株式型	（20本） ↓ **32本**	（0本） ↓ **2本**	（20本） ↓ **32本**
資産複合型	（0本） ↓ **3本**	（11本） ↓ **47本**	（0本） ↓ **1本**

（注） カッコ内の数値は、平成28年11月末時点で機械的に当てはめたところ、該当していた本数。

（別紙3）

つみたてNISA対象の公募投信（インデックス投信103本）の信託報酬率の分布（11月8日時点）

■ 信託報酬率については、その平均値は法令上の上限（0.5%等）より相当低い水準となっている。

投資先を国内とするインデックス投信（28本）

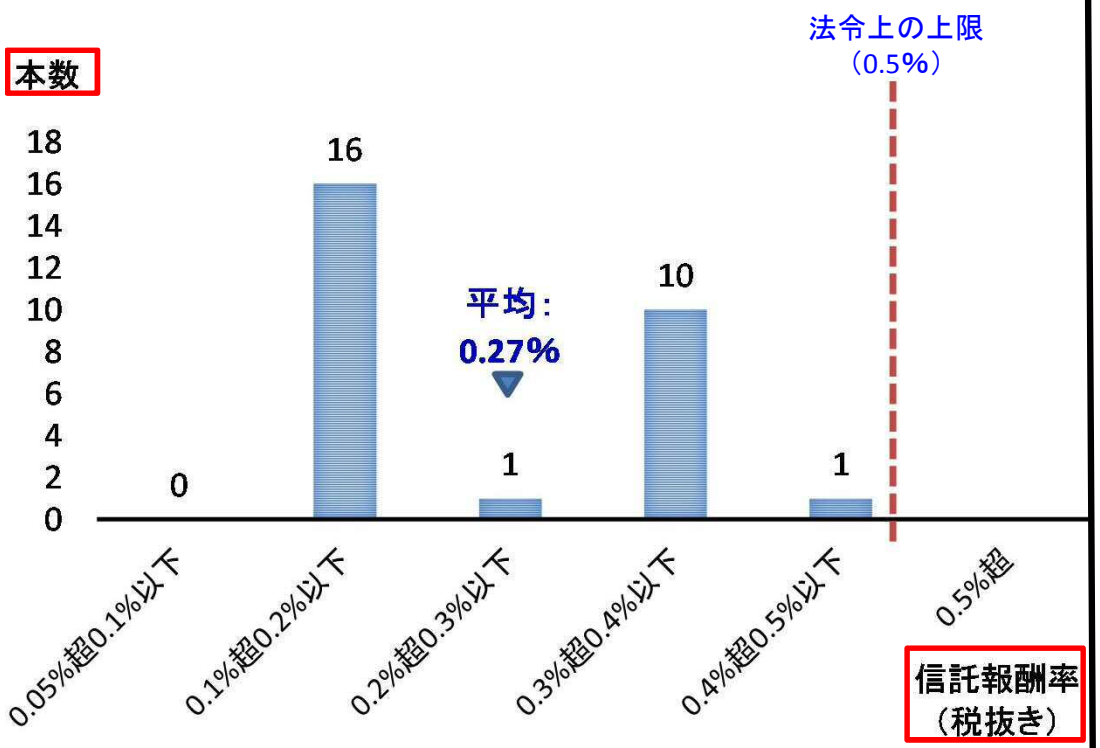

投資先を内外・海外とするインデックス投信（75本）

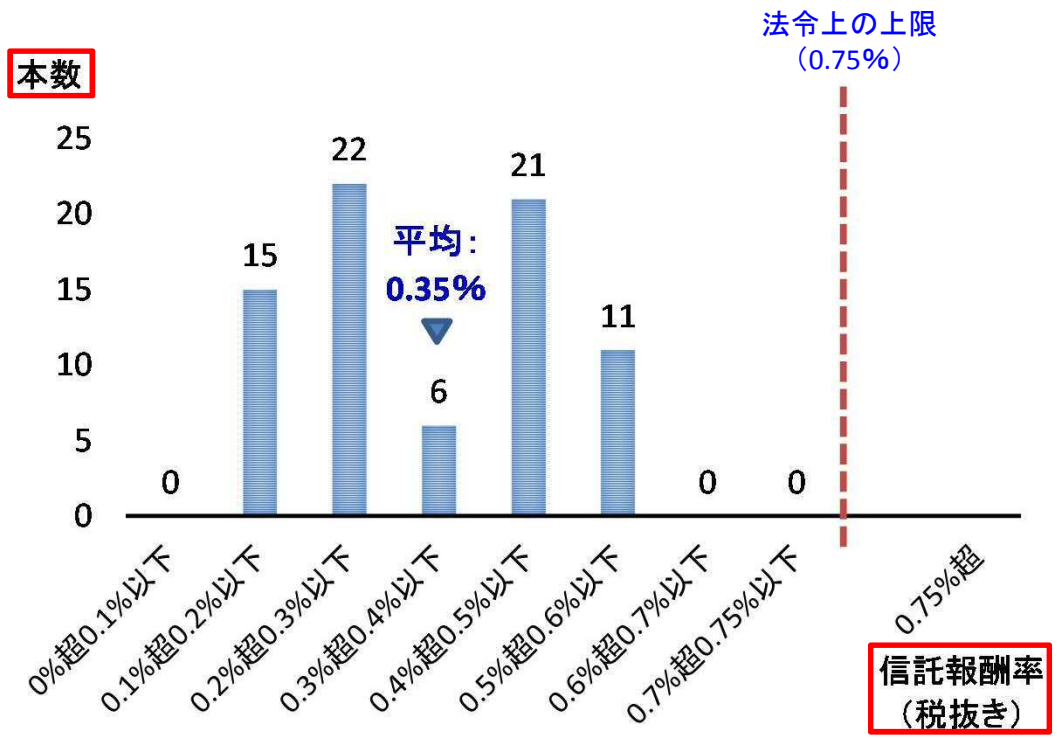

国内株式アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン

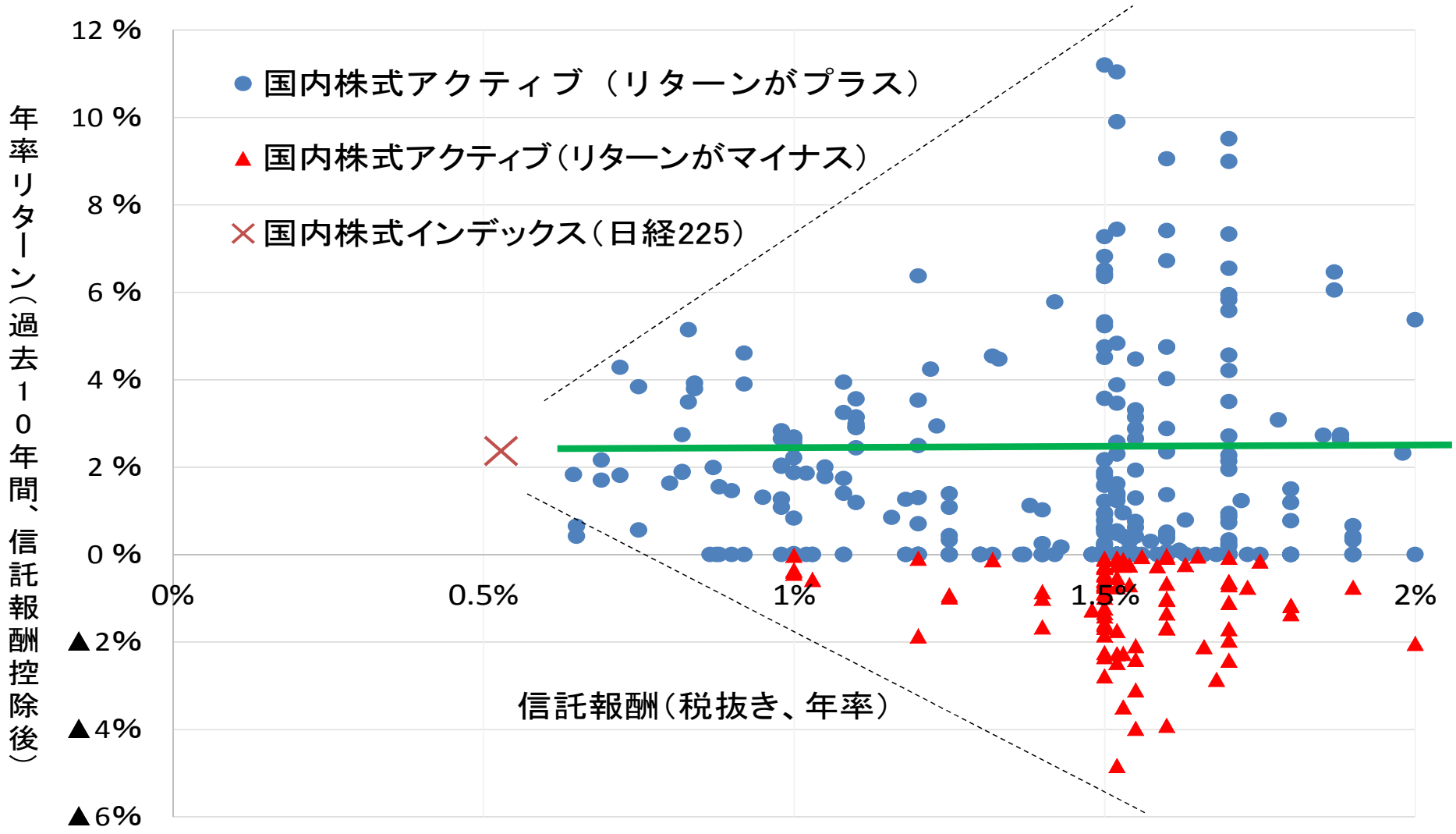

（注1）10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託（DC専用を除く281本）について調査。
（注2）信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。
（注3）緑線は、国内株式インデックス（日経225）の年率リターンを示す。
（資料）QUICK、Bloomberg（2016年11月末時点）より、金融庁作成。

つみたてNISA要件のあてはめ（規模の大きい公募株式投資信託）

【日本】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度（非毎月分配）	販売手数料	信託報酬	資金流出入基準（アクティブ型のみ）	積立NISA対象
1	国内外株式①	アクティブ型	×	3.78%	1.66%	×	×
2	海外株式①（アジア）	アクティブ型	×	3.24%	1.60%	○	×
3	国内外株式②	アクティブ型	×	3.78%	1.76%	×	×
4	海外株式②（新興国）	アクティブ型	×	3.24%	1.84%	○	×
5	国内外株式③	アクティブ型	×	3.24%	0.95%	×	×
6	国内株式①	アクティブ型	○	3.24%	1.53%	×	×
7	国内外株式④（テーマ型）	アクティブ型	○	3.24%	2.20%	×	×
8	国内外株式⑤（テーマ型）	アクティブ型	○	3.78%	1.76%	○	×
9	国内外株式⑥（高配当）	アクティブ型	×	4.32%	1.90%	○	×
10	国内株式②	アクティブ型	×	3.24%	1.65%	×	×

【米国】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度（非毎月分配）	販売手数料	信託報酬	資金流出入基準（アクティブ型のみ）	積立NISA対象
1	米国株式①	インデックス型	○	－	0.15%	－	◎
2	米国株式②	インデックス型	○	－	0.04%	－	◎
3	国内外株式①	インデックス型	○	－	0.18%	－	◎
4	米国株式③	インデックス型	○	－	0.14%	－	◎
5	米国株式④	アクティブ型	○	－	1.46%	○	×
6	海外株式	アクティブ型	○	－	1.62%	○	×
7	米国株式⑤	アクティブ型	○	－	0.68%	○	◎
8	国内外株式②	アクティブ型	○	－	1.40%	○	◎
9	国内外株式③	アクティブ型	○	－	1.36%	○	◎
10	米国株⑥	インデックス型	○	－	0.10%	－	◎

（注）米国の販売手数料は、ノーロード又はクラスC（購入後1年以内に売却しなければゼロ）のものを記載。信託報酬は、その場合に適用されるものを記載。
（資料）日本：QUICK、野村総合研究所より、金融庁作成。米国：モーニングスター、Bloombergより、金融庁作成。

iDeCoとつみたてNISA

	iDeCo（平成29年１月～）				つみたてNISA（平成30年１月～）
対象者	自営業者	専業主婦	会社員	公務員	20歳以上の居住者
年間拠出額	81.6万円	27.6万円	14.4万円 (※1)	14.4万円	40万円
非課税期間	制限なし				20年間
投資可能商品	投資信託・保険商品 公社債・預貯金など				長期の積立・分散投資に適した一定の 投資信託で租特令・告示の要件を満たすもの
払出し制限	60歳まで（例外あり※2）				なし
税制上の メリット	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等				運用益が非課税

※1 企業年金等に加入していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに加入している場合、年間拠出額は24万円。
※2 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

「職場つみたてNISA」の導入について

- 少子高齢化の進展等を踏まえ、バランスの取れたポートフォリオによる安定的な資産形成の重要性が高まっている。
- 他方、現役世代にとっては、「きっかけがない」、「方法がわからない」、「時間が無い」等の理由から、投資を通じて資産形成に取り組むことは容易ではない。

✓ つみたてNISAは、少額からの長期・積立・分散投資に特化し、投資未経験者などが資産形成を始めるのに適している制度。

✓ 身近な場（職場）で、つみたてNISAを開始するきっかけが得られる環境を整えることにより、現役世代も資産形成に取り組みやすくなる。

✓ 併せて、つみたてNISAをきっかけに、職場において金融・投資教育を受けられることは有益。

まずは**金融庁において、「職場つみたてNISA」を導入**（他省庁・地方自治体、更には民間企業における普及も視野）。来年１月のつみたてNISA開始に併せて、職員による買付けを可能とする。

※ 併せて、同様に長期・積立投資に適したiDeCoも提供。

「職場つみたてNISA」の概要

1. つみたてNISAとiDeCoの情報提供　⇒資産形成に関する多様なニーズに対応
2. 金融・投資教育を実施可能な金融機関を募集　⇒職場を通じ、金融・投資教育を展開
3. 口座振替方式の採用　⇒転勤時などの職員の利便性に配慮
4. つみたてNISA（定額積立による投資信託の購入）が、法令・内規に抵触しない旨を改めて周知
⇒適正な投資について、無用の懸念を払拭

①取扱金融機関の募集

職場

- つみたてNISA、iDeCoの制度に関する情報提供
- 金融・投資教育の機会の提供
- 口座開設申込手続き等に関する情報提供

金融庁職員

②「職場つみたてNISA」に関する申出書の提出

③口座開設申込

④商品や金融・投資教育の提供

取扱金融機関

（募集要件）

- 職員に対して、金融・投資教育を提供すること
- 顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること

つみたてNISAに関するよくあるご質問（FAQ①）

○ 毎月買付けを行う必要があるのか。

- つみたてNISAでは、「定期的に継続して」（租税特別措置法第37条の14⑤四）買付けを行う 必要があり、ここでいう「定期的に継続して」とは、例えば以下のような場合が想定されています。

  ・毎月の頻度での買付け

  ・毎営業日や週に1回（特定の曜日）、2ヶ月に1回の頻度での買付け

  ・年2回のボーナス月のみの頻度での買付け

○ 一回当たりの買付金額に上限はあるのか。

- つみたてNISAでは、年間の非課税投資枠（40万円）の範囲内で「一定額ずつ」買付けを行っていただくこととなります。

- そのため、一回当たりの買付金額は、原則として「40万円を1年当たりの買付回数で除した金額」となります。例えば、毎月買付けを行う場合には、その上限は33,333円となるほか、年に2回のボーナス時のみ買付けを行う場合には、その上限は20万円となります。

- なお、年間の非課税投資枠（40万円）を超えて買付けを希望される場合は、課税口座（特定口座、一般口座）で買付けを行っていただくこととなります。

つみたてNISAに関するよくあるご質問（FAQ②）

○ 分配金再投資はできるのか。

- 年間の非課税投資枠（40万円）の範囲内であれば、つみたてNISAで買い付けた公募投信やETFから生じる分配金により再投資が可能です。
- なお、年間の非課税投資枠（40万円）を超過する分は、課税口座での買付けとすることも可能となっています。

○ 「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更する場合、既に「一般NISA」で保有している商品はどうなるのか。

- 「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更する場合であっても、既に「一般NISA」で保有している商品については、最長5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却益も非課税です。
- 「一般NISA」と「つみたてNISA」の選択制は、これから新規で買い付ける商品をどちらのNISAで受け入れるか選択するという趣旨です。既に保有しているNISA商品が課税扱いになったり、売却しなければならないといったことはありません。なお、「一般NISA」と「つみたてNISA」は年ごとに変更することも可能です。